

教師のための「真正な学び」研究入門

—教材研究のための論文読解比較研究—

池野 範男

本稿は、昨年度に引き続く共同研究の分担研究である。本共同研究では、教師が専門科学（研究）者の研究内容を消費・活用するだけでなく、専門科学者という一人のひとの学習とその過程を読み解き活用することをねらい、教師が進める学習に専門科学（研究）者の側から支援する方法を見い出すことを試みている。本研究の一連の「真正な実践」研究は、専門科学（研究）者が行う研究を学校教師が教材研究として読み解き、その読み解きから一人の研究者の「学習」過程へと読み変える変換システムを開発しようとするものである。

共同研究の二年次の各担当者は、研究領域におけるトピック（主題）を設定し、発行年代、あるいは、著作国・地域、または、著者が違う複数論文（著書）を取り上げ、2つの論文の基本構造とその研究過程を解明する。本稿は、本共同研究の入門編として、価値（法）領域と知識（社会）領域に関連するトピック（主題）を取り上げた2つの著書を事例にして教師が進める教材研究の一つとしての複数論文（著書）読解とそこから引き出すことができる研究者の「真正な学び」の過程と構造を解明する。

本稿は、税制（税金）を主題にした複数の著書を取り上げ、各著書の基本構造を取り出す。2つの著書は1970年、2012年発刊と年代を異にした刊行物であり、同じ主題における基本構造の類似性と、年代的相違性を比較検討した。また、税制（税金）と言う主題に関する教材研究から導出することができたことは次の3点である。

- 1) 時間的な差異をもった2つの著書には、変化、発展、影響があること
- 2) 同じ領域の著書におけるその研究の構造は、類似のものであること
- 3) 教師の教材研究では、著書の読解を通して研究の構造を生成するとともに、複数の著書における構造変化を理解し、単元や授業にどのように利用するのかを決定することが必要であること

本稿は、複数の論文（著書）読解が各研究領域の固有性に規定されながら、各研究領域で取り扱われるトピック（主題）によって、それぞれの構造が異なるものを取り出すことができること、また、その構造を研究者の「真正な学び」として転用することができることを明らかにした。

キーワード：真正な実践，論文読解，教材研究，比較研究，学びの研究

“Authentic Learning” for Teachers: A Comparative Study of Paper Reading for Research on Teaching Materials

Norio Ikeno

This research is part of a collaboration that has been ongoing from the previous year. In this collaboration, teachers not only use professional social scientists' research content but also aim to decipher and utilize the learning of professionals in their individual practice; they attempt to find a way to help professional social scientists develop their learning. In this study's series of research into "authentic learning," teachers decipher the research conducted by professional researchers by examining it as teaching material and developing a conversion system to read and modify the deciphered results as the individual researcher's learning process.

In the second year of the collaborative research, each representative selected a topic (subject) in the research area and multiple papers (books) with different publication dates, countries/regions of origin, or authors. They deciphered the basic structure of two papers and the researchers' research processes. To introduce this collaborative research, each teacher chose two books to develop case studies and selected topics (subjects) related to the (legal) area of value and (societal) area of knowledge. The teachers then clarified their understanding of the multiple papers (books) by conducting research on the teaching materials and clarifying the processes and structures of the researchers' authentic learning; this clarification aided the further understanding of authentic learning processes.

This paper addresses multiple books that focus on the tax system and determines the basic structure of each book. Two of the books were published at different times, in 1970 and 2012, and the differences in the two books due to the different publication years were compared, along with their similarities in subject and basic structure. The following three points could be derived from the research on the teaching material related to the subject of taxation.

- 1) The two books written at different times involved changes, developments, and influences.
- 2) Books from the same field showed an analogous research structure.
- 3) In their research into teaching materials, it was necessary for the teachers to generate structures for the researchers' work through reading the books, understand the structural changes in the various books, and determine their use in units or lessons.

This paper clarified that, while the comprehension of multiple papers (books) is bound by the uniqueness of each research area, depending on the topic (subject) to be handled in each research area, different structures can be extracted; it also demonstrated that it is possible to repurpose these structures as the researchers' "authentic learning."

Keywords : Authentic Practice, Paper Reading, Research into Teaching Materials, Comparative Research, the Study of Learning

1. 研究の目的と本年度の課題

(1) 本研究の目的

本共同研究は、昨年度の継続研究である。本共同研究は、教室現場において子どもたち自身の進める学習に関して教師が指導する観点として、専門科学（研究）者の学習という視点を取り込むことによって、子どもたちが行うその学習をより深みのあるものにするを目的にしたものである。そこで、論文読解とともに、専門科学者の研究をその学者の学習として取り出し、その学習を「真正な学習」(authentic learning)として捉えるための研究である。

教師は教科の教育において当該授業で取り上げる主題や教材に関して研究を行う。この研究は、教材研究と呼ばれている。教材研究の主要なものは関連する専門科学（研究）者の論文、著書の読解である。教材研究では、論文や著書の読解を通して、その研究内容を消費活用することが多い。本共同研究では、論文や著書の内容の読み取りだけではなく、一人のひととしての学習とその過程をも読み解き、活用することをねらっている。本共同研究の「真正な学習」の研究では、各学問領域の研究と学習に関する基本構造とそのため支援を解明することを目的にする。

本共同研究の目指すことは、専門科学者が行う研究を学校教師が教材研究としてその研究の内容と方法を読み解くとともに、その読み解きから一人の研究者の「学習」過程をも読み解き、論文や著書の読解から研究者の学習の解明へと変換するシステムを開発することである。

(2) 昨年度の共同研究

昨年度の共同研究は、専門科学者が進めるその学問領域の「真正な実践」(authentic practice)を、一つの論文の読解過程から解明し、学校教師や初任教师、教師希望者が活用できるようにすることをその目的としていた。

そのために、各研究領域における専門科学者の研究論文の読解を通して、専門科学者の支援を得て、専門科学者の「学び」の過程を再構成し、その過程を「真正な実践」として構成した。研究を進める上でのヒントを学習科学から得ている。授業で生徒が「真正な実践」をするためには、学習を「真正な学習」とする必要があることと仮定しそこに手がかりを得た。学習科学では、「真正な実践」とは、研究者の行う学習のことを指し、「ある領域の研究者と似た活動に従事することで生徒はより深い知識を学ぶ」(ソーヤー, 2009, p.3) ことであり、また、「当該領域の専門家が各自の目標を達成するために専門的知識を総動員して行う諸活動全般」(p.279)のこととしている。

研究者の領域を価値、記号、知識の3つに分けて進めた。次のものがその領域である。

- 1：価値領域・・・倫理領域、道徳領域、法領域
- 2：記号領域・・・国語領域、英語領域、数学領域
- 3：知識領域・・・社会（地理・歴史・政治・経済・社会）領域、自然（物理・化学・生物・地学）領域

これら3つの領域に分け、各領域の論文の読解を通して、研究者が行っている「真正な学習」を解明し、各研究領域特有の学習が存在し、その固有な学習の方法と過程（プロセス）を学び取ることが昨年度の各研究の目的とした。その成果は、『学習システム研究』（第2号, 2015）に提示した¹⁾。

(3) 本年度の共同研究

学校教師が実際に進める教材研究は、複数の論文（著書）を読み取ることでなされる。本年度の共同研究は、昨年度の共同研究を発展させ、教師の教材研究の読解を読み取る現実に即し、2つ以上の複数の論文（著書）を

取り上げ、どのように読解すると、その領域における研究とその学習の構造とともに、研究内容の発展を読み取ることができるのかを究明することにした。

研究は、研究者と大学院生の2人で1チームを結成し、大学院生が論文読解と比較研究を進め、研究者がそれをチェックするという体制を取った。

チームは、昨年度の3つの領域の1つを担当することにした。その成果は、本『学習システム研究』第4号に掲載されている。価値領域には1チーム、記号領域には3チーム、知識領域には本論文を含め3チームが携わった。

研究内容としては3つのタイプを想定している。

第一は、時間的比較研究である。同一研究領域における研究内容の年代的発展を解明するものである。たとえば、ある研究領域に関する1980年代と2000年代の論文の比較研究である。同一研究者の研究内容の年代的発展の研究を解明することも可能であるし、異なった研究者が同領域の研究に関して異なった時代で異なった形で進めた異なった研究論文、ないしは著書の比較研究である。

第二は、国際的比較研究である。第一の時間的比較を、アメリカ、イギリス、フランスなどの外国事例に求め、日本と他国の研究事例による研究内容の類似と差異を研究するものである。

第三は、比較研究の教科書への適用研究である。その研究領域における研究内容の時間的発展の比較研究に基づき、1980-1990年代の教科書、2000-2010年代の教科書における研究内容の発展を解明するものである。

各研究チームは、上記3つのタイプのいずれかを選択し、その研究領域における研究論文の主題、構成、構造、およびその研究内容とその発展の分析を行うことにした。

2. 本稿の目的と構成

本稿は、上述したように、価値領域（法）と知識領域（社会）との関連する主題の研究発展を取り上げる。事例は、法と経済領域に関わる税（金）である。税金は、法制度の一環であるとともに、人々の納税という行為によって推進・維持される。制度と行為の両者の取り扱い方が税金の研究においてどのように変化したのかを解明することが本稿の目的である。併せて、本年度の共同研究における入門編を兼ね、読解の「比較研究」を通じて、「真正な学び研究」の一つのモデルを提示することにした。

本稿で取り上げる税（金）の研究事例とするものは、次の2つの啓蒙書である。

遠藤湘吉（1970）『税金』岩波新書。

三木義一（2012）『日本の税金新版』岩波新書。

以下では1970年に著された遠藤湘吉『税金』から分析を始め、次に、2012年、約40年後に書かれた三木義一『日本の税金新版』を分析し、その後、2つの比較研究を行うことにしたい。

各分析は、著書の主題、構成、構造、および、その研究内容（主張）を明らかにしたのちに、両著書における発展を究明することにした。

3. 教材研究のための論文読解比較研究－価値領域（法）と知識領域（社会）とに関連する主題の「真正な学び」研究－

（1）価値領域（法）と知識領域（社会）の教材研究

税金は社会科教材としては、「租税」として取り扱われる。中学校社会科では、経済領域の財政の中に税は組み込まれている。日本文教出版の『中学社会公民的分野』（佐藤ほか、2013）では「第3編 私たちの生活と経済」の「第3章 財政と国民福祉」の「第1節 政

府の仕事と財政」で税は教えられる。

第1節の項目と見出しを示しておこう。

第1節 政府の仕事と財政

- 1 財政のはたらき
 - 政府の仕事
 - 財政の収入と支出
- 2 国の収入を支える税と国債
 - 公正な税の負担
 - 国債

このほか、第1章の末尾にある「チャレンジ公民 税金を増やすことは必要か—議論—」でも取り扱われている。

第1節の2つの項目には、次のような学習問題が設定されている。

1の学習問題

財政の役割は何だろう。財政のお金は、どのように集められ、どのように使われているのだろうか。

2の学習問題

税金はどのような考え方に基づいて、集められるのだろうか。なぜ、国債を発行するのだろうか。

中学校社会科公民的分野における税金の取り扱い、納税という基本観念で構成されている。それを表している表現は「歳入は、原則的に国民が義務として納める税金で支えられている（佐藤ほか、2013, p.161）、また「私たちは、自分の納めた税金がどのような目的に使われているのか、たえず関心をもって見守っていかねばなりません。」(p.163)というものである。

税金は中学校社会科公民的分野では、われわれが義務として納めるものだという納税の観念に基づいている。

一方、高校公民科政治・経済の教科書（三浦ほか、2015）も経済分野の「5 財政のしく

みとはたらき」で税金（租税）を取り扱う。その項目での見出しは、次のようになっている。

- 財政の役割
- 予算と財政投融资
- 租税の意義と役割
- 公債の発行とその問題点
- 財政危機
- 財政の健全化に向けて

そのなかでも、租税の意義と役割で、税金の取り扱いが述べられている。

財政収入は、本来、国民の負担する租税によってまかなわれる。課税に関しては、国民を代表する国会のみがその権限をもっており、法律の定めが必要である（日本国憲法第84条）。これを租税法律主義という。

（三浦ほか、2015, p.131）

高等学校公民科政治・経済教科書でも、納税の観念で叙述をしているが、合わせて租税法律主義も組み込んでいる。税金は、法律によって課す。法律は、国民の総意による決定である。つまり、法律は、国民が選んだ議員によって決定される。租税は、国民が選んだ議員が決定する法律に基づく必要がある。これが租税法律主義である。しかしその意義や役割は説明されていない。

中学校社会科や高校公民科の教科書では租税に関わって、納税の義務、租税法律主義を述べているが、租税の取り扱いはどのようにすると良いのかを検討するために、教材研究を行うことをしたい。

その方法として、先述した1970年代と2010年代の税金に関する啓蒙書（岩波新書）を取り上げ、税に関する取り扱い方を比較する。比較の観点として制度とその担い手の行為を設定し、各書の主題、章立て構成、構造を解

明した後に、比較検討を行うことにする。

(2) 著書1『税金』読解

まずは遠藤湘吉『税金』(以下、『税金』と略す)である。

1) 主題

『税金』は、「近代国家に固有な税制や税体系の独自のしくみを明らかにし、さらに税金が真に国民のために使われるにはどうすべきか、という問題に答えながら、民主政治のありかたに言及」(遠藤, 1970, おび)している。そのため、財政学を専門にする著者が財政論や制度論の詳細に立ち入らず、税の基本を理解できるよう、税の仕組み、税と財政や国民経済との関係を述べたものである (p. i)。

本書の出発点としているのが、「実感としての税金」である。1970年という時代を表した新聞のコメントから書き出している。「東大構内に警官隊/税金と税金の戦いだ/国民」(p. 1)。大学や学生の問題を税金の問題に単純化することで、人々の「税金に対するモヤモヤがよくあらわれて」いる (p. 1)。

著者は、「私たちの多くは納税者であり、税に不満をもっているくせに・・・[新聞や雑誌の・・・引用者補充] 専門的な記事などはとかく敬遠してしまう傾向がある。インテリとか文化人とか称せられる人たちはとくにそうで、政治とか議会制度などと財政や税制とはあたかも関係がないような観念論をしていて、自他ともにあやしまないという不思議な性癖をもっている」(p.175)。この日本人の「思考癖から抜け出す」必要を強調している (p.176)。

2) 構成と構造

本書は、「税はそのまま政治であることをはっきり認識し」「税に文句をつける国民じたいの考えかたを検討する」(p.176)。そのために次の構成をとっている。

はしがき

I 実感としての税金

- II 税金とはなにか
- III 税制
- IV 日本の税制とその問題点
- V 課税と徴収
- VI むすび

本書の主要な章では、税に関する、定義、構成と制度、問題点、徴税の原則と機構を取り扱う。

この構成は、社会に関わる説明では、一般的のものである。取り上げる対象を定義し、その概要を制度として述べ、社会の運営・実行の問題点とその解決方を示し、その原則の確認をするというものである。これを図示すると、次のようになる。

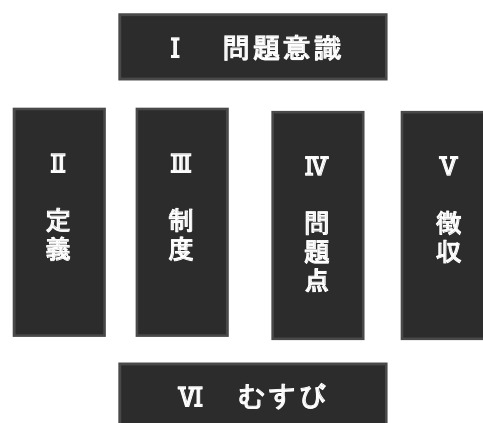


図1 『税金』の章立て構成

※筆者作成。

章立ての構成から、次の2つの特色を示すことができる。

第一は、客観的な説明である。税に関して理論や体系から説明するのではなく、社会における必要性から説明し、社会を構成する一機能であることを認識させている。

『税金』は税に関する問題意識(納める=取られる)から出発し、税の定義、制度、問題点、徴収の原則まで、一通りの知識提供を行ったのち、これらを一貫貫くものは、政治であり、国民が自ら調整・決定しているという原

則の確認を必要としていると指摘している。

そして、特に税を政治との関係で捉えることを注記している。つまり、「税との関連であえて割り切ったいいかたをすれば、政治とは、どのような税制をつくって収入をあげ、この収入をどのように遣うかという決定をする過程である。税は社会諸階級や諸団体の利害の交錯の場であり、税にかんする決定はこれらの利害の調整なくしてはありえないが、この調整がそのまま政治の内容をなしている」(p.170)。

第二は、とりわけ「市民的自覚に立った税意識」(p.8)形成を意図していることである。税の客観的な説明だけではなく、納税者の意識の変革を促している。租税法律主義の原則に立てば、税に関する事柄は法律さだめられねばならないが、このことは税務当局だけではなく、納税者側もその担い手になる必要がある。とくに、納税者が「税の問題を、・・・自己の利害にかかわることがらとして扱う限界を超え、より根本的に政治の問題にまで拡げるといことをしないといけない」(p.169)。そのために、必要なことは、「議会制度は、・・・国民の要求にもとづいて公共需要のなかみを決定し、それとともに、その需要をみたすために、やはり国民の要求に沿って税のとりかたを決定するという機能を、まず第一にはたすために生まれた制度だ」という国民の認識と意識を形成するが必要と主張している(p.173)。

3) 本書の特質

教科書で取り扱われている税との比較で、本書『税金』の特質を指摘しておこう。

第一の特質は、税に対する認識と意識の形成を同時に進めていることである。税に対する客観的説明によるその認識の形成は、納税者の意識改革を促し、新たな税意識を形成することを図っている。それは、わが国の税が納税ということばに代表されるように、「納める」(＝「取られる」)という意識を超え、支払

うことによる「国民が自らの合意に基づいて、議会制を通じて公共需要とそれにともなう負担を決定」し、国民として「自ら設定した約束あるいは契約にしたがって租税を負担するが、その代わりに、政府は国民にたいしても、公共需要充足の義務を果たさなければならないという原則」を提示している(pp.28-29)。

第二の特質は、税の意識形成と市民社会の形成を関連づけていることである。意識形成は単に、個人が税の認識を深めることだけではなく、市民社会の構成員として、国家や社会を担うことにおいて、税を支払う意義と役割を持つことでもある。英語の *taxpayer* が含みもつ「自主的な義務」(p.29)を作り出す必要性を指摘している。租税国家における、税を通じた社会への構成員の参画の必要性を強調している(p.20)。

第三の特質は、意識形成の目標があるが、その実行方略が欠けていることである。確かに、「社会科などの学校教育で、税についての認識を深め」「教育によって少しでも納税倫理が高めれば」という期待を込めているが、むしろ、それとともに重要なことは「社会的条件が改められる」ことである(pp.30-31)。残念ながら、その方途がどのようなものかははっきりせず、政治との結びつき、議会制度の機能強化の指摘に留まっている。

本書『税金』は、租税の仕組みや体系が、政治との緊密な関係にあり、国民がそれを自主的に担う必要性を示したものである。以上の3つの特質から、『税金』の租税に関する研究の仕方が明らかになる。それは、税の取り扱いの観点を租税法律主義に置き、それに基づいて税に関する問題意識を解明し、税制の問題点、そしてその解決案を示し、租税法律主義から日本の税制とその実施への考え方を議会制の強化として提示したのである。

(3) 著書2『日本の税金新版』の読解

次に、約40年後に出版された、三木義一

『日本の税金新版』（以下、『日本の税金』と略す）を読解し分析してみよう。

1) 主題

本書もまた、『税金』と同様、税制とその公正・公平性について検討し、問題点と解決方法を模索したものである。著者は本書の執筆動機について、次のように述べている。

戦後、憲法は変わったのに、税制決定のシステムは変わらなかった。それをずっと見過ごしてきたため、私たちはこういう問題に直面しているのである。もはや、主権者である以上、「税金のことはよくわからない」と言うだけではすまない。税金問題を考えるためにも、まず現在の税制の基本を理解してほしい、という思いから本書を執筆した。(p.224)

『日本の税金』の著者は本書で、税金問題を考えることを主題としている。ではどのように考えるのか。

・・・日本は戦後、国民が主権者となり、選挙制度も普通選挙となり、国民が自らの代表を議会に送り出し、その議会での議決により、国民が抛出する税金の枠を決めるようになっていたのである。税金は、国民が国家という組織を運営するために抛出することを合意した負担だ。こういう観点から、税務手続を改革しなければならない。(p.3)

著者は、国民を主権者として捉え、その政治的実行を強調している。つまり、国民＝主権者の立場で、抛出する税金の取り扱いを検討し、改革すべきであるというわけである。

2) 構成と構造

そのために、次のような章立て構成を取っている。

序章 私たちは誰のために税を負担するのだろうか？

- 第一章 所得税－給与所得が中心だが給与所得者は無関心
 - 第二章 法人税－選挙権がないので課税しやすい？
 - 第三章 消費税－市民の錯覚が支えてきた？
 - 第四章 相続税－自分の財産までなくなる？
 - 第五章 間接税等－税が高いから物価も高い？
 - 第六章 地方税－財政自主権は確立できたか？
 - 第七章 国際課税－国境から税が逃げていく
 - 終章 税金問題こそ政治
- あとがき

本書は極めて、単純な章立て構成になっている。序章が税制の問題提起、第一から第七章までが各税制の紹介と問題点の指摘、終章で税制の改革方向の示唆である。これらを図化すると、次のようになる。

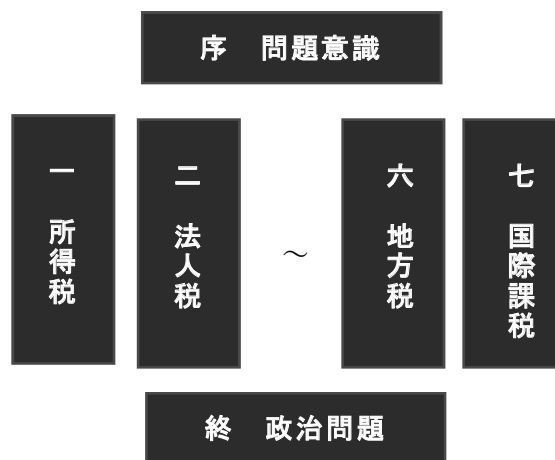


図2 『日本の税金』の章立て構成

※筆者作成。

『日本の税金』は、『税金』よりさらに単純な章立て構成になっている。税に対する問題意識、各税制と問題点、問題点の解決のための示唆である。

各税制の論点は、各章の副題に示されており、たとえば、第四章の相続税では、「自分の財産までなくなる？」という問いを導きにして、同額相続しても、法定相続分によって実

際の相続額よりも高くなるケースもあり、相続税と贈与税に関する問題点を指摘する。そして、その解決策の基本を提示している（公平化・応能化）。しかし、それは税制そのものの解決ではなく、個別税制における不公平の是正に留まっている。

結論は、終章に示されているように、税金問題は政治の問題であり、「私たちの代表者が税制を国民である選挙民の意向を踏まえて決定」すること、つまり「民主主義のルール」に従うということである（p.216）。

本書の特色として、次の4つを挙げることができる。

第一の特色は、制度説明、つまり、税における個別税制の詳細な説明である。先の『税金』が著された1970年よりも税制も、消費税や国際課税に代表されるように、多様化するとともに複雑化し、個々の税制の説明が必要になり、それを果たしていることである。それにより「現在、私たちがどのような税金を負担しているのか」（p.6）を理解することができるようにしている。

第二の特色は、個別税制の問題点の指摘である。個別税制の説明とともに、公平、公正の観点から各税制の問題点を明らかにしている。たとえば、所得税である。「単なる制度説明では所得税が抱える問題点を見逃してしまう。典型的なサラリーマンの立場に立って、制度の中に潜んでいる問題点を浮き彫りにしながら、説明して」（p.10）いる。

第三の特色は、日本の税制そのもの問題点と課題の提示である。「・・・大震災が生じたのである。私たちは、日本という国に何を期待するのか、その場合、その資金を誰が負担すべきなのか、政権交代と震災という二つの大きな事件を契機に考えてみる必要があると思う。」（p.6）。財政規模の拡大と減税の要求の狭間にある適正な税とその配分の問題を指摘している。

第四の特色は、税制の根本的な解決策であ

る。問題は次の点にある。つまり、「日本の税金を概観してきたが、最後に、私たちは何のために税金を拠出しているのか、もう一度考えてみよう。なぜ、私たちは税金を『取られる』と感じるのだろうか？本当にお上に『取られて』いるのだろうか？」（p.216）。これに対して、著者は、税制そのものが民主主義のルールに基づき実施されることが必要と説明している（p.216）。将来は、国民一人ひとりが主権者の意識に立って、税は「『預ける』もの」に変わっていく」（p.218）必要があると主張している。

3) 本書の特質

『日本の税金』は『税金』の約40年後の著作である。2015（平成27）年になり、財政上も、支出、100兆円弱、収入、60兆円あまりと言う極めて、アンバランスな状況にある²⁾。

本書の特質は、次の2つを挙げるができる。

第一の特質は、問題意識の提示と読者に対する解答の要求である。『日本の税金』の主要部分は、税制の説明と各税制の問題点の指摘である。しかし、本書全体において問うていることは次のことであり、読者にその答えを出させようとしている。

戦後、日本では新しい憲法が制定され、主権者は国民自身となった。国民が自分たちの国という組織を自らの力で維持、運営していくシステムになった。税金の性格も、したがって、根本的に変わった、はずである。

しかし、私たち日本国民は、このことを本当に理解しているのだろうか？税金は相変わらず「取られる」ものでしかない、と感じるのであれば、その原因はどこにあるのだろうか？国民が主権者になったのに、それを自覚できないまま、税金と正面から向き合わないでいたら、いつの間にか、財政支出が100兆円、税収が40兆円の国になっていた。これは誰の責任なのだろうか？（p.223）

著者はこの答えとして国民に責任があると暗示し、その方策として、2つを提案している。第一は、「議員・政党の実体税法についての適切な理解」と政党の「立法能力」である。第二は、「法案作成過程の透明性と公正性を確保するために」「専門家と議員を加えた〔法案・引用者補充〕作成委員会を大綱決定後組織し、そこが法案を提出するように改めねばならない」ことである(p.221)。この2つの方法により、「国民目線での具体的改革」(p.220)が可能であるとする。

第二の特質は、国民とともに、統治者、政府への行動期待である。それは、税制が公正で公平であるとともに、その機能を有効にすることである。「信頼できる政府に、納得して自分の財産の一部を税として拠出し、自分の社会の安定に寄与できる」(p.221)ことである。税制がこのような社会機能を果たすことが民主主義社会における国家と国民のひとつの姿ではないか、と主張している。

これら2つの特質から、『日本の税金』の租税に関する研究の仕方が明らかになる。それは、『税金』と同様、税に対する基本観点を租税法律主義に置き、それに基づき、問題意識と各税制の問題点、そしてその解決案を示し、将来の日本の税制とその実施への考え方を提示している。

(4) 著書読解比較研究

前項では、1970年刊の『税金』と2012年刊の『日本の税金』の2冊を読解し、税に関する取り扱いを分析した。

2つの読解分析を比較すると、税制の研究に関して次の4点を指摘することができる。

第一は、研究の構造の類似性である。『税金』も『日本の税金』もともに、税制の基盤になっている租税法律主義にもとづき、税とその制度に対する国民の問題意識から、税制や各税制を検討し、問題点と解決方向を提示し、将来の日本の税制の在り方を提案する、とい

う研究の構造をもっていることである。つまり、両書とも、原則に基づき、現行の制度に対する担い手(国民=主権者)の問題意識を解明し、現行制度とその問題点を明らかにし、解決方向を探究することで、租税に関する将来の新たな在り方を模索する、ということである。

第二は、研究の視角(観点)である。税制を研究する問題意識は両書ともに、研究の視角(観点)として民主主義のルールにもとづく租税法律主義を採用し、この視角から現在の税制とその担い手の意識を取り上げ、その実行状態を不十分と感じていることである。

第三は、研究と社会改革の分離である。両書ともに、研究として示すことができることは、制度の説明と問題点、そして解決方法の提示までである。その先にある制度の改革と実際的な担い手への実行指南は両書とも読者に委ねている。税制の研究と改革の実施とは明確に分離させている。

第四は、税制の研究の4層構造である。改革の研究を含め、研究には、次の4つの層が認められる。

- 一層：税制の現実(実際)
- 二層：税制の構造研究と問題点の指摘
- 三層：税制の問題点の解決とその方略
- 四層：税制の将来像

これら4つの層を読者が読み取ることとそれを教材研究に活かすことは別問題である。この問題に関しては次の4章で検討することにしよう。

読解分析の比較研究におけるもう一つの目的である研究の発展に関して、検討することにした。

1970年刊の『税金』と2012年刊の『日本の税金』とには、先に見たように、相違よりも類似の方が勝っている。相違は、2点である。

一つは、取り上げる個別税制の増加と説明の複雑化である。代表的なものとして、消費税や国際課税が増え、その説明がグローバル化により、日本税制内では成しえず、国際間の調整が必要であることである。この点が他の個別税制にも影響を及ぼし、税制そのものを複雑化させていることを『日本の税金』で説明していることである。これは、税制研究の第一層の変化である。

二つは、租税法律主義による対応の相違である。『税金』では、租税法律主義の原則が税法の複雑さにより阻害されているので、その是正を必要とする。納税倫理の確立のために「税務職員と納税者の信頼関係をうち立てること」(p.157)である。この信頼を回復するとともに、「政治そのものの改革」も必要としている(p.169)。一方『日本の税金』でも税務署と納税者の信頼関係とともに、信頼できる政府の必要を主張している。その実体が先に引用したように税法の理解と具体的な法案作成である。法と言う技術的レベルに留め(pp.220-221)、政治やそれを支える担い手の行動にまで言及することがない。この対応に関して、相違と判断するのか、後退と判断するのかは、国家や社会の在り方の個々人の立ち位置によって分かれるものである。

4. 研究の結果とその考察—価値領域（法）と知識領域（社会）に関連する主題の「真真正な学び」研究—

本稿は、税制研究を事例にして、価値領域（法）と知識領域（社会）とに関連する主題の研究における研究者の学習の構造を「真真正な学び」として取り出すことであった。それは、研究者の著書（論文）における「研究」の構造を「学び」の構造として読み解くことである。

税制は、法、政治、経済の交錯するところにあり、その研究を行ったのが、『税金』と『日本の税金』である。

2つの著書には、時間的経過による変化・発展とともに、共通性もある。

変化・発展は前章（4）で述べたように、4層構造のうちの第一層の現実の変化と、第四層の将来像の変化である。いわゆる、社会的変化による税制改革像の変化である。この点の変化が研究の構造に変化をもたらすことはなかった。

研究の構造は共通性をもち、学問的には、4つの層において、税制の研究がなされている。その特徴は研究と改革の実行との分離、税制そのものの改革と実行のための解決案提示に留め、その実施とその担い手の問題には踏み込まない。これは、学問研究の学びの構造の特徴といえるだろう。政策案の提示までが研究者の仕事であるが、その実行は国民・市民の自由である。研究者の仕事と個々人の仕事の分離である。

専門科学者の研究から引き出される学びは研究者の仕事として取り出されうる。そこには、個々人の仕事は個々人に任される。

複数著書（論文）読解に基づく教材研究の仕方に焦点化して、本稿の最終考察をしておこう。

①価値領域（法）と知識（社会）領域に関連する主題を探究する研究者の著書（論文）の読解において重要なことは、その著者や論文の文章的読解を越え、その領域や主題に関する研究の基本構造を取り出すことである。

②研究者によるその領域や主題の基本構造は著書の場合には、章立て構成によって見出すことができる。

③領域や主題の基本構造は知識（社会）領域の場合、価値（法）領域と関連していても、研究者は価値判断、行為決定の問題には踏み込まず、個々人の問題として個々人にその判断や決定を委ねている。

以上の総括的な結果から、著書（論文）読

解としての教材研究から取り出すことができることは、著書（論文）の読解からその領域や主題の研究の基本構造を引き出すことができ、それを研究者の「学び」の構造とすることができる。しかし、基本構造は、研究領域の一般化可能であるが、個々人の判断や決定に踏み込まず、一人ひとりの問題とする。

註

- 1) 共同研究プロジェクトとして、その概要をまとめている。「学習システム促進プロジェクト（第1年次報告）－専門科学者との共同研究プロジェクト－」『広島大学大学院教育学研究科共同研究プロジェクト報告書』2015, pp.1-9, 参照。
- 2) 『これからの日本のために財政を考える』財務省, 2015年7月, 参照。

参考文献

- 遠藤湘吉（1970）『税金』岩波新書。
- 佐藤幸治ほか（2013）『中学社会公民的分野』日本文教出版。
- ソーヤー, R.K.編（森敏昭・秋田喜代美監訳）（2009）『学習科学ハンドブック』培風館。
- 三浦軍三ほか（2015）『高等学校政治・経済』第一学習社。
- 三木義一（2012）『日本の税金新版』岩波新書。

著者

池野 範男 広島大学大学院教育学研究科